

令和4年7月29日
関東信越厚生局

保険医の行政処分について

令和4年7月20日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

保険医の登録の取消

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 氏名 | 大堂 敏彦 (61歳) |
| (2) 登録取消年月日 | 令和4年7月29日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)
第81条第2号 |

【行政処分に至った経緯】

中国四国厚生局指導監査課に対し、匿名の者から、行っていない治療や手術が請求されている旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、欠損歯に対して歯周病検査、スケーリング、手術等を行ったこととして診療報酬を請求していたほか、実際に使用した材料よりも金額の高い材料を使用したとして診療報酬を請求している事例が認められたため、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、保険適用とならない診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していること、インプラントが装着されている部位に対して、検査や手術を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることなどが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成30年12月14日から令和3年8月30日まで計8回中国四国厚生局指導監査課及び広島県が共同で監査を実施したところ、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

健康保険法等に基づく監査を実施する旨通知したが、保険医である大堂敏彦歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。

【その他】

保険医の登録が関東信越厚生局東京事務所の管轄であることから、当局において行政処分を行ったものである。